

令和 8 年度児童福祉施設等整備（大規模修繕・増築・増改築・改築）事業者の公募について

令和 8 年度における児童福祉施設等の整備について、別紙のとおり「児童福祉施設等整備方針」を定めました。

令和 8 年度に整備を予定する法人は、以下を確認して、必要書類を提出してください。

第 1 児童福祉施設等整備に当たっての基本事項

「令和 8 年度児童福祉施設等整備方針」の第 2 の 2 選定基準のとおり

第 2 児童福祉施設等整備の協議について

1 公募の概要

(1) 整備年度

令和 8 年度に着工し、令和 9 年度末までに整備が完了するもの

(2) 公募施設数

1 施設

(3) 公募施設

現在秋田市内で開園している保育所、認定こども園

2 公募区域

秋田市内全域

3 応募要件

(1) 対象となる施設整備

次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア 令和 6 年 9 月 9 日付けこ成事第 620 号「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」第 5 条で示される修理（〔大規模修繕等〕）、又は改造（〔増築〕・〔増改築〕・〔改築〕）に該当すること。

※ 〔大規模修繕等〕既存施設の躯体（建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。）を再利用し内部改修をすること

〔増 築〕既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること

〔増改築〕既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること

〔改 築〕既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること

イ 令和 5 年 8 月 22 日付けこ成事第 431 号「老朽民間児童福祉施設等の整備について」で示される整備対象事業に該当すること。

※鉄骨造りによる施設の場合には、ブロック造りによる施設の場合を適用

(2) 事業開始時期

令和 8 年 4 月以降、市補助金の内示後速やかに

4 応募手続

(1) 協議申込書の提出について

施設等の整備に応募する法人は、応募の意思表示として、次のとおり、提出書類を期間内に提出してください。なお、提出の際には事前に電話でご連絡ください。

- ア 提出書類
 - ・ 協議申込書
 - ・ 3 (1)イの要件に該当することがわかる書類
 - ・ 整備予定地の位置がわかる図面（住宅地図の写し等）
- イ 受付期間 令和 7 年 8 月 4 日（月）から同月 15 日（金）まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ウ 提出方法 郵送又は電子メール
- エ 提出先
 - (ア) 郵送 秋田市子ども未来部子ども育成課
〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
電話 018-888-5695
 - (イ) 電子メール ro-wfch@city.akita.lg.jp

(2) 応募要件の該当可否について

協議申込書受付期間終了後、3 (1)の要件の該当可否についての通知を、8 月 22 日（金）までに電子メール等で送付します。

(3) 施設整備計画の協議に関する書類（以下、「協議書類」という。）の提出について

(2)の要件に該当する旨の通知を受けた法人は、協議書類を提出してください。

なお、協議書類の提出に当たっては、整備予定施設に係る関係機関・所管課との事前相談等を経た上で、期間内に提出してください。
なお、郵送による提出の場合には、事前に電話でご連絡ください。

- ア 提出書類 「第 4 様式・提出書類について」のとおり
- イ 受付期間 令和 7 年 8 月 25 日（月）から同年 9 月 19 日（金）まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ウ 提出部数 正本 1 部、副本 1 部（正本の写し）
- エ 提出方法 持参又は郵送（必着）
- オ 提出先 上記「4 応募手続」(1)エ(ア)と同じ

(4) 協議書類提出に係る留意事項

ア (2)の要件に該当する旨の通知を受けていない場合には、協議書類は受け付けません。

イ 受付期間後は、提出された協議書類の返却や差し替えはできま

せんので、提出に当たっては、不備等がないかを十分に確認してください。

ただし、本市が特に必要と認めた書類の提出や、追加書類の提出を求めた場合等は除きます。

ウ 協議書類の作成に伴う費用等、協議のために要した費用については、全て提出した各法人の負担となります。

エ 提出された協議書類は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づき、整備法人名、その他の情報（個人情報、内部管理情報等を除く。）を公開することがあります。

5 整備法人の選定

提出があった整備計画について、次の順に審査を行い、整備法人を選定します。

(1) 適合審査

子ども未来部子ども育成課において、法人の基本的事項、内部牽制および組織・事業運営ならびに整備計画に関する設備基準※や事業費等の適正性についての書類審査および現地調査を行います。

書類審査の結果、「関係する法令等に違反している」、「基準を満たしていない」、「開発許可が得られない」など整備計画の遂行に著しい支障があることが判明した場合には、整備法人として選定しません。

※設備基準

（保育所）

- ・秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

（幼保連携型認定こども園）

- ・秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例

（幼稚園型認定こども園）

- ・幼稚園設置基準
- ・秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例

（保育所型認定こども園）

- ・秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- ・秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例

〈整備計画の適合審査基準〉

項目	審査基準（適否を審査）
整備法人について	
①	役員の定数および構成等は、国が定める審査基準等に合致しているか。
②	評議員の定数および構成等は、国が定める審査基準等に合致しているか。
③	理事会等は、定款の定めに従って開催され、要議決事項等について議決されているか。
④	法人は必要な資産を有しているか。
⑤	法人の財務状況は健全であるか。
⑥	役員・評議員の選任は適正に行われているか。
⑦	内部牽制が機能する体制となっているか。
⑧	施設整備（新規事業）について、理事会等において審議されているか。
⑨	不適切な法人経営や施設運営がなかったか。
事業計画の適正性について	
①	事業予定地は、事業開始に当たって確保されているか、又は確保されることが確実か。
②	事業予定地は、土地利用規制等に適合し、今後の運営に支障を来すものではないか。
③	資金計画における事業費、交付金等の算定は適正か。
④	建設資金、運用資金は確保されているか。
⑤	建築物の防火・避難に関する基準を満たしているか。
⑥	必要な設備を設けているか。
⑦	保育室などの面積等の基準を満たしているか。

(2) ヒアリング審査

秋田市児童福祉施設整備審査委員会において、以下の選定基準に基づいて、提出された整備計画のほか、各法人に対するヒアリングを実施し審査します。その審査結果を踏まえ、市が整備法人を選定します。

なお、ヒアリングは、理事長および関係者を対象に行いますが、日程については別途お知らせします（令和7年10月下旬実施予定）。

＜整備計画のヒアリング審査基準＞

項目	審査基準
動機・理念等	① 施設整備に応募した動機について ② 法人としての基本理念やあるべき姿について ③ 当該教育・保育施設の基本理念や果たすべき役割について
運営等	① 理事会等を含めた運営主体の組織・運営について
教育・保育内容	① 全体的な計画・年間事業計画等について ② 子どもの受け入れに関する考え方について ③ 安全衛生に関する考え方について ④ 防災に関する考え方について ⑤ 苦情等への対応について
職員処遇等	① 職員処遇について ② 職員の確保・育成策について
施設・設備の快適性	① 適切な間取り、採光、空調等の確保について ② 園庭の確保について ③ 地元町内会等への説明状況について ④ 地域とのつながりについて
周辺環境等	① 適切な土地が確保されているか。 ② 保護者向けの駐車スペースが確保されているか。 ③ 日照、騒音について ④ 周辺地域に医療機関、避難場所等があるか。 ⑤ 周辺地域に危険箇所はないか。危険箇所がある場合、安全対策を行っているか。
※最終的な「ヒアリング審査基準」は、秋田市児童福祉施設整備審査委員会において決定するため、変更になる可能性があります。	

(3) 審査の打切り、選定の取消し

審査の途中又は選定後、次のいずれかに該当した場合には、審査の打切り又は選定を取り消すこともありますので、十分に留意してください。

- ア 事業計画を大幅に変更した場合（事業予定地、平面図、整備費、工期等）
- イ 資金計画を大幅に変更した場合（自己資金、借入金の返済計画等）
- ウ 整備法人の運営上、給付費を不正に受給するなどの不正行為等が判明し、整備計画の遂行が明らかにふさわしくないと判断される場合
- エ その他整備計画を進めるに当たって支障が生じた場合

(4) 審査結果等の通知

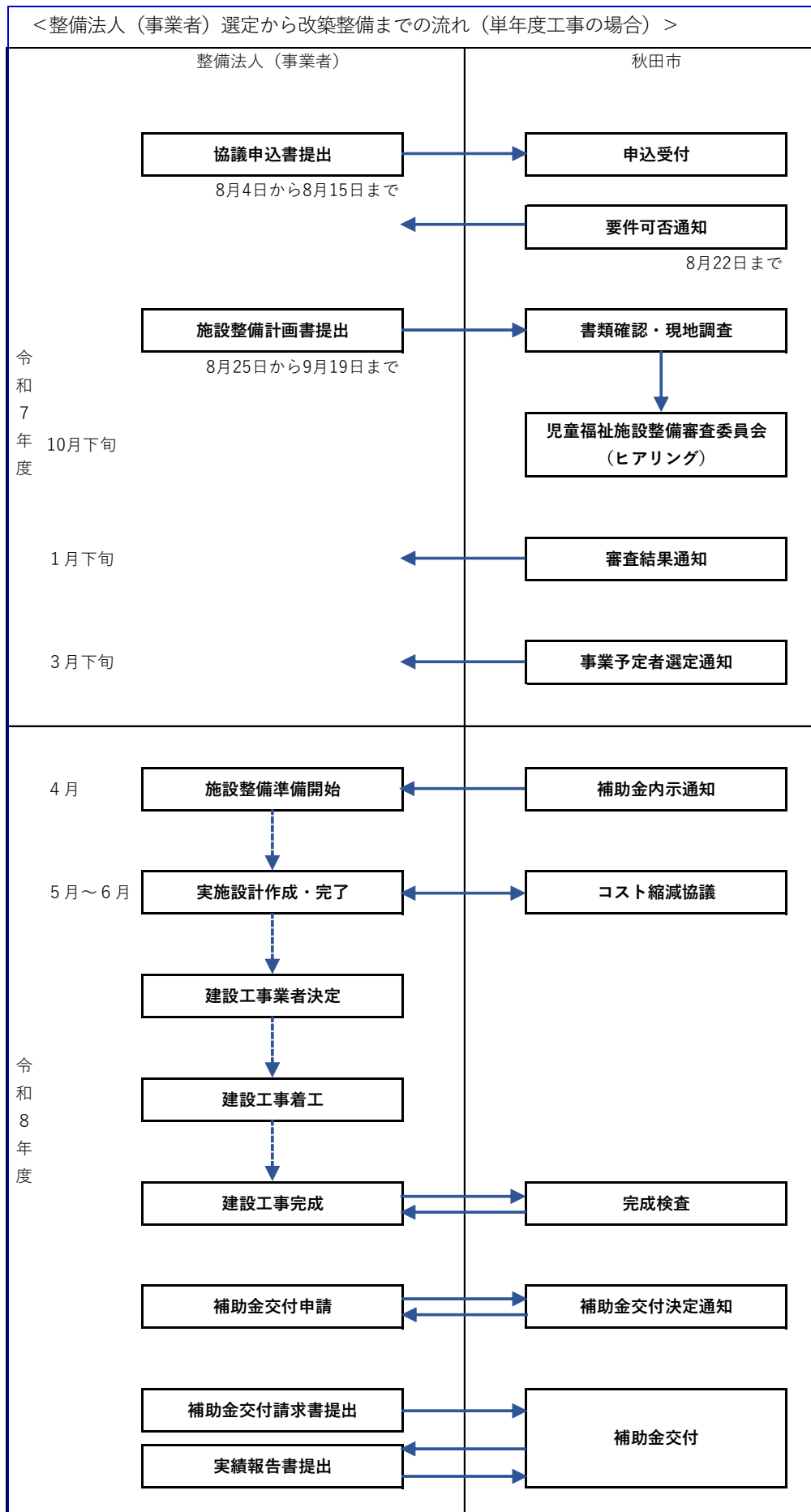
審査結果は、令和 8 年 1 月下旬に、申込者に対して書面により通知します。

また、審査結果で内定となった法人に対しては、秋田市児童福祉施設整備審査委員会から述べられた意見等をもとに、必要な修正を求めることがあります。

6 整備法人選定から施設整備までの流れ

選定された整備法人に対して、本市は、「秋田市児童福祉施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、施設整備費の一部を補助しますが、整備法人は、整備年度内に確実に事業を完了させるとともに、着工に当たっての入札等の契約手続は、本市の取扱いに準拠して進めることになります。

なお、入札等の契約手続の具体的な内容については、整備法人へ別途お知らせします。



第3 施設整備費の助成制度について

1 秋田市の施設整備費補助制度

児童福祉施設の整備に当たっては、「秋田市児童福祉施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、整備に要する経費に対して助成を行います。

2 施設整備費補助基準

(1) 施設整備に係る次に掲げる経費については、補助の対象としません。

ア 土地の買収又は整地に要する経費

イ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費

ウ 職員の宿舍の整備に要する経費

エ お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は共同募金会等の補助金と重複する経費

オ その他施設整備に要する経費として適当と認められない経費

(2) 補助金の額は、本市要綱に基づき算出された額とし、本市予算の範囲内とします。

(3) 補助金は、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用する予定のため、国および市の予算が不成立となった場合は交付できないこともあります。

第4 様式・提出書類について

施設整備計画の協議に当たっては、「様式・添付書類一覧」の書類を次のとおり調製し提出してください。

1 提出書類確認表（参考様式）を用いて、提出する書類を確認し、提出確認欄に「○」を記入してください。

提出が不要な書類（借地の場合の「予定地の贈与（売買）確約書」等）については、提出確認欄に「－」を記入してください。

2 提出書類確認表（参考様式）を巻頭にし、一覧の提出書類の順に揃え、項目ごとに仕切紙を書類の間に入れて、仕切紙にインデックスを付けてください。

3 インデックスには、提出書類確認表（参考様式）のインデックス番号を記入してください。

4 提出が不要な書類についての仕切紙・インデックスは、不要です。

5 「様式・添付書類一覧」の順に、提出書類をフラットファイル（A4）に綴り、表紙に法人名を記入してください。

＜様式・添付書類一覧＞

施設整備計画の協議申込書類（受付期間：8/4～8/15）	
No.	書類等の名称
1	協議申込書（要件に該当することがわかる書類・整備予定地の位置がわかる図面（住宅地図の写し等）を添付）

施設整備計画の協議に関する提出書類（受付期間：8/25～9/19）		
No.	書類等の名称	様式等
	提出書類確認表	参考様式
1	児童福祉施設等整備計画の協議書	様式 1
2	施設整備計画書(事業計画書)	様式 2
3	法人の概要および役員構成・資産状況	様式 3
4	役員の履歴書	様式 4
5	役員の住民票記載事項証明書	
6	役員の誓約書 ※様式 5-1～5-3のうち、該当する施設・事業所分について、 役員全員分を作成すること。	様式 5
7	法人の全部事項証明書	
8	理事会・評議員会等の開催状況	様式 6
9	定款又は寄付行為	
10	監事監査(外部監査含む。)の報告書および意見書(写し)	
11	決算報告書(直近の決算又は会計年度に係るもの)	
12	財産目録	
13	直近3か月の通帳の写し（関連事業に関するもの）	
14	既存建物の全部事項証明書	
15	建設（予定地）の全部事項証明書	
16	建設予定地の贈与契約(確約)書(建設予定地の贈与を受ける場合)	記載例 1
17	所有権移転登記確約書(所有権を移転する場合)	記載例 2
18	土地貸借契約書(土地を貸借する場合)	記載例 3
19	地上権設定登記確約書(地上権を設定する場合)	記載例 4
20	賃借権設定登記確約書(賃借権を設定する場合)	記載例 5
21	金銭贈与契約(確約)書(金銭の贈与を受ける場合)	記載例 6
22	町内会等の建設同意書	
23	位置図、配置図、平面図、面積表、立面図、地積測量図又は求積図等	
24	概算設計書等(事業費の積算がわかるもの)	
25	借入金に係る償還計画書	様式 7
26	資金収支見込書（工事着工年度から事業開始年度の次年度まで）	記載例 7
27	退職者の状況（職員処遇・定着に係る取組）	様式 8
28	職員名簿および給与の状況	様式 9
29	行政からの指摘事項およびその改善状況（法人監査および施設監査）	
30	教育・保育に関する全体的な計画、年齢別の年間指導計画（令和7年度分）	